江東区立図書館電子書籍貸出システム

導入・運用業務委託プロポーザル実施要領

１　事業の趣旨・目的

江東区立図書館への来館が困難な利用者及び中高生や小学校高学年の児童・生徒の読書活動を推進するため、江東区立図書館電子書籍貸出サービスを開始する。

システム提供事業者として最も相応しい事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

２　業務概要

（１）業　務　名　　江東区立図書館電子書籍貸出システム導入・運用業務委託

（２）業 務 内 容　　別紙「仕様書」のとおり

（３）契 約 期 間　　令和５年５月１日から令和６年３月３１日

※ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を２カ年度まで更新することができる。

（４）契約上限額　１７，０１７，０００円（消費税込）

（システム導入費、維持費、コンテンツ等使用料等、導入・運用にかかる総額）

３　参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（２）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。

（３）法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。

（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。

（５）江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。

４　スケジュール

（１）実施要領の公表期間

令和５年２月６日（月）～令和５年３月７日（火）　午後５時

（２）質問受付期間

令和５年２月６日（月）～令和５年２月２０日（月）

（３）質問回答日

令和５年２月２２日（水）

（４）参加表明書の提出期限

令和５年２月２８日（火）　午後５時厳守

（５）企画提案書提出期限

令和５年３月７日（火）　午後５時厳守

（６）第１次審査

令和５年３月１５日（水）

（７）第２次審査

令和５年３月２７日（月）

（８）最終選定結果通知

令和５年３月３１日（金）

５　参加手続

（１）実施要領の公表

ア　公 募 期 間：令和５年２月６日（月）～令和５年３月７日（火）

イ　公 募 方 法：区ホームページにて公表

（２）質疑・回答

ア　質問受付期間：公募開始～令和５年２月２０日（月）午後５時必着

イ　質 問 方 法　：持参・郵便・FAX 又は電子メールにより質問書〔様式１〕を下記担当部署まで提出すること

ウ　回 答 日 時　：令和５年２月２２日（水）

エ　回 答 方 法　：質問への回答は区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない

（３）応募書類の提出

ア　提 出 期 限　：①参加表明書：令和５年２月２８日（火）　午後５時厳守
②企画提案書：令和５年３月７日（火）　午後５時厳守
※いずれも提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ　提 出 方 法　：持参（平日の午前９時～午後５時）又は郵送で下記担当部署まで提出すること

６　提出書類

（１）参加表明書〔様式２〕　　１部

（２）企画提案書　　正本１部　副本９部

（Ａ４・横向き・左留め・両面・２０枚まで）

※副本には、事業者名が分かる記載をしないこと

※真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

【提案事項】

ア　提案するシステムの概要

イ　提供可能コンテンツ（数量、種類など）

※提供可能コンテンツの数量については〔様式３〕に記載すること

ウ　利用者機能

エ　管理者機能

オ　アクセシビリティ機能

カ　独自資料公開機能

※標準機能として有している登録可能ファイル形式（ＰＤＦ、ＭＰ４等）及び登録可能容量を記載すること

キ　システムの安全対策

ク　業務実施体制

※提案内容実施にあたっての人員体制及び電子書籍貸出開始までのスケジュールを掲載すること

ケ　その他提案があれば記載すること

（３）価格提案書（見積書）〔様式４〕　　１部

※システム導入費、維持費、コンテンツ等使用料等、導入・運用にかかるすべての費用について記載すること。ただし、コンテンツ等使用料については参考単価を記載すること。

※４，０００タイトルで価格提案を受けるが、実際に使用するタイトル数は予算の範囲内で増減する場合がある。

（４）法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明　　１部

※発行日から３ヶ月以内のもの。

（５）会社概要　　１０部（パンフレット可）

（６）平成３０年度以降における提案システム導入自治体の一覧　〔様式５〕

正本１部　副本９部

※副本には、事業者名が分かる記載をしないこと

※提出時期については、５（３）「応募書類の提出」のとおり。ただし、「法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明」及び「平成３０年度以

降における提案システム導入自治体の一覧」は、「参加表明書」と併せて提出すること。

※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることがある。

7　評価方法

（１）評価基準

別紙「評価基準」のとおり

（２）書類審査（第１次審査）の実施

企画提案書及び価格提案書について書類選考を実施する。審査結果については、令和５年３月１７日（金）頃に参加事業者宛て電子メールで通知する。

※失格者を除く、上位３者程度を第１次審査通過者とする。

※満点の６０％に到達しない事業者は、第２次審査にすすむ上位事業者が３者に満たない場合であっても、第２次審査対象者とはしないこととする。

（３）プレゼンテーション及びヒアリング（第２次審査）の実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

時間は１事業者あたり２５分（説明１５分、質疑応答１０分）とする。

プレゼンテーションにあたり、パソコンを使用する場合は必要な機器を持参すること。なお、プロジェクター、スクリーンは区で用意する。

また、参加事業者からの出席は２名以内とする。

（４）評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、評価する。

（５）候補者の選定方法

ア　失格者を除いた者の内、第１次審査及び第２次審査を合わせた総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ　最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該事業者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ　ア、イに関わらず、総合点が満点の６０％未満の場合は、候補者として選定しない。

（６）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
イ　本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
ウ　価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
エ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合
オ　評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
カ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

８　選定結果の通知・公表

候補者選定後、第２次審査参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目において区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

（１） 候補者の名称、総合点及び選定理由
（２） （１）以外の参加者の名称及び総合点
※（１）以外の参加者の名称は、ABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。
※参加者が２者の場合、次点者の得点は公表しない。

９　契約手続

（１） 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
（２） 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

１０　その他

（１） 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)により届け出るものとする。
（２） 企画提案書及び価格提案書については、１者につき１提案に限る。
（３） 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。また、提出された書類は返却しない。
（４） 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
（５） 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費

は、提案者の負担とする。

（６） 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。

（７） 本業務の実施及び予算額については、令和５年度第１回区議会定例会における令和５年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または、変更となることがある。

１１　担当（書類等提出先）

江東区教育委員会事務局江東図書館サービス推進係　担当：沖野、本多、田中
〒１３６－００７６ 江東区南砂６－７―５２
電話：０３－３６４０－３１５１　FAX：０３－３６１５－６６６８
電子メール：5555020@city.koto.lg.jp